

※小児用肺炎球菌ワクチンは生後2ヶ月（誕生日から2ヶ月後にあたる前日）になってから接種を受けてください。

# 小児用肺炎球菌ワクチン定期予防接種のお知らせ

- 1 対象年齢 **生後2ヶ月(2ヶ月になる前日)～5歳未満(5歳の誕生日の前日まで)の方**
- 2 接種場所 小児用肺炎球菌予防接種実施医療機関（別紙「多摩市予防接種実施医療機関」を参照）
- 3 接種費用 無料（対象年齢内で接種を受ける場合）
- 4 その他
  - ・接種を希望する方は、医療機関に予約をしてください。
  - ・**当日は同封の予診票と母子健康手帳をお持ちください。また、住所地確認のため、医療証、健康保険証等をご持参ください。**
  - ・2回目以降の予診票は医療機関にあります。
  - ・小児用肺炎球菌のお知らせはこの1回のみです。追加接種を受け忘れないようご注意ください。
- 5 接種スケジュール **接種開始の月齢・年齢によって、接種する回数・間隔が異なります。**

	接種開始年齢	接種回数と接種間隔
小児用肺炎球菌	★標準的な接種開始時期 生後2ヶ月～7ヶ月未満	・生後24月まで（標準的には生後1歳未満）に、27日以上の間隔をあけて3回接種（初回接種） ・初回接種終了後60日以上の間隔をあけて、生後12月以上で1回接種（追加接種） <b>計4回</b> 
	生後7ヶ月～12ヶ月未満	・生後24月まで（標準的には生後1歳未満）に、27日以上の間隔をあけて2回接種（初回接種） ・初回接種終了後60日以上の間隔をあけて、生後12月以上で1回接種（追加接種） <b>計3回</b> 
	1歳～2歳未満	1回目から60日以上の間隔で2回接種（ <b>計2回</b> ） 
	2歳～5歳未満	1回接種

## 【予防接種を受けるに当たって】

① 「予防接種と子どもの健康」をよく読んで、小児用肺炎球菌の病気についての説明、予防接種の必要性や副反応について理解の上、お受けください。なお、「予防接種と子どもの健康(Vaccination and children's Health)」の外国語版( Foreign Language)をご希望の方は、下記 URL <予防接種リサーチセンター(Public Foundation of the Vaccination Research Center)> をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。

<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>

- ② 予診票は、お子さんの健康状態を把握する重要な書類です。保護者が責任をもって記入してください。
- ③ 他の予防接種との間隔・接種に当たっての注意事項は、別紙の「予防接種間隔表」でご確認ください。
- ④ 当日は診察しやすい服装で受けてください。
- ⑤ 時間的余裕を持って、日頃、お子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が、お連れください。

【裏面あり】

## 【予防接種後の注意】

- ① 予防接種を受けたあと、30分間程度は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をして構いませんが、はげしい運動はさけましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

## 【副反応について】

小児用肺炎球菌ワクチンの添付文書によると、注射部位の紅斑・硬結・腫脹・疼痛・圧痛・皮膚炎・そう痒感・じんましん、皮膚にみられる発疹・じんましん・血管性浮腫・じんましん様発疹・多形紅斑、感冒（鼻咽頭炎等）、呼吸困難、気管支けいれん、嘔吐、食欲減退、下痢、傾眠、不安定睡眠、易刺激性、泣き、筋緊張低下-反応性低下発作、注射部位に限局したリンパ節症、発熱。重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー、けいれん（熱性けいれんを含む）、血小板減少性紫斑病が認められています。接種を受けたあと、万一異常がありましたら医師の診察を受けてください。

## 【予防接種による健康被害救済制度について】

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、健康推進課までご相談ください。

**問い合わせ先 多摩市健康推進課(多摩市立健康センター)**

**〒206-0011 多摩市関戸4-19-5 TEL042-376-9111**

**R8.4.20**